

名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市地域公共交通協議会規約第11条（以下「規約」という。）の規定に基づき、名古屋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、歳入又は歳出が見込まれた最初の協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、名古屋市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 10 条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費